

## 第28号議案 品川区廃棄物の処理および再利用に関する

### 条例の一部を改正する条例

#### 1. 目的

品川区清掃事務所におけるDX推進として、粗大ごみ排出に係る処理手数料についてオンライン決済機能を導入し、区民サービスの利便性向上及び業務の効率化を図る。

#### 2. 改正概要

オンライン決済機能を導入するにあたり、品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則に必要な事項を追加する。

決 済 方 法	改正後	改正前
	有料粗大ごみ処理券（粗大ごみシール）を現金買入または、クレジットカードによるオンライン決済	有料粗大ごみ処理券（粗大ごみシール）を現金買入

インターネットの粗大ごみ受付システムで申込した場合にオンライン決済が利用でき、粗大ごみシールに代わり、申し込み受付完了メールで通知される受付番号と収集日を記入した任意の紙を粗大ごみに貼り付ける。

受付番号：〇〇〇〇

収 集 日：〇〇年〇〇月〇〇日

#### 3. 施行日

令和6年4月1日

#### 4. 周知方法

区広報紙、ホームページ、品川区X（旧 Twitter）等で周知。

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 平成11年12月10日条例第24号 (粗大ごみの排出方法)</p> <p>第36条 占有者は、粗大ごみを排出するときは、廃棄物処理手数料の額に応じた規則で定める枚数の第53条第1項の有料粗大ごみ処理券を添付しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第53条第2項に規定する者は、粗大ごみを排出するときは、規則で定めるところにより、必要事項を記載した紙面を添付しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の規定により難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。</u></p> <p>(有料粗大ごみ処理券の交付)</p> <p>第53条 区長は、前条第2項および第3項の粗大ごみの廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に対し、有料粗大ごみ処理券を交付する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、区長は、同項の廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者であって規則で定めるものについては、有料粗大ごみ処理券の交付を省略するものとする。</u></p> <p><u>3 有料粗大ごみ処理券に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 平成11年12月10日条例第24号 (粗大ごみの排出方法)</p> <p>第36条 占有者は、粗大ごみを排出するときは、廃棄物処理手数料の額に応じた規則で定める枚数の第53条第1項の有料粗大ごみ処理券を添付しなければならない。<u>ただし、これにより難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。</u></p> <p>(有料粗大ごみ処理券の交付)</p> <p>第53条 区長は、前条第2項および第3項の粗大ごみの廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に対し、有料粗大ごみ処理券を交付する。</p> <p><u>2 有料粗大ごみ処理券に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則 平成12年3月24日規則第8号 (有料粗大ごみ処理券の添付方法)</p> <p>第18条 条例第36条第1項の規定による有料粗大ごみ処理券の添付に当たっては、次によらなければならない。</p> <p>(1) 著しく汚損した有料粗大ごみ処理券は、添付しないこと。</p> <p>(2) 有料粗大ごみ処理券は、粗大ごみごとに必要な枚数を確認しやすい箇所に添付すること。</p> <p>(3) 複数の有料粗大ごみ処理券を添付するときは、重なることのないようにすること。</p> <p>(4) 有料粗大ごみ処理券は、粗大ごみから剥がれることのないよう添付すること。</p> <p>(5) 有料粗大ごみ処理券には収集予定日および占有者名または受付番号を記入すること。</p> <p><u>2 条例第36条第2項の規定による紙面の添付に当たっては、次によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 著しく汚損した紙面は、添付しないこと。</u></p> <p><u>(2) 紙面は、粗大ごみごとに確認しやすい箇所に添付すること。</u></p> <p><u>(3) 紙面は、粗大ごみから剥がれることのないよう添付すること。</u></p> <p><u>(4) 紙面には収集予定日および受付番号を記入すること。</u></p> <p>(粗大ごみの廃棄物処理手数料)</p> <p>第35条 条例別表(1)の表3の項に規定する2,800円を限度として品目別に規則で定める額は、別表第1品目の欄の区分に応じて、それぞれ同表収集単価の欄に掲げる額とする。</p> <p>2 条例別表(1)の表3の項に規定する1,400円を限度として規則で定める</p>	<p>○品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則 平成12年3月24日規則第8号 (有料粗大ごみ処理券の添付方法)</p> <p>第18条 条例第36条の規定による有料粗大ごみ処理券の添付に当たっては、次によらなければならない。</p> <p>(1) 著しく汚損した有料粗大ごみ処理券は、添付しないこと。</p> <p>(2) 有料粗大ごみ処理券は、粗大ごみごとに必要な枚数を確認しやすい箇所に添付すること。</p> <p>(3) 複数の有料粗大ごみ処理券を添付するときは、重なることのないようにすること。</p> <p>(4) 有料粗大ごみ処理券は、粗大ごみから剥がれることのないよう添付すること。</p> <p>(5) 有料粗大ごみ処理券には収集予定日および占有者名または受付番号を記入すること。</p> <p>(粗大ごみの廃棄物処理手数料)</p> <p>第35条 条例別表(1)の表3の項に規定する2,800円を限度として品目別に規則で定める額は、別表第1品目の欄の区分に応じて、それぞれ同表収集単価の欄に掲げる額とする。</p> <p>2 条例別表(1)の表3の項に規定する1,400円を限度として規則で定める</p>

改正後	改正前
<p>額は、別表第1品目の欄の区分に応じて、それぞれ同表持込単価の欄に掲げる額とする。</p> <p>(廃棄物処理手数料の徴収方法)</p> <p>第36条 廃棄物処理手数料は、納入通知書により徴収する。ただし、第33条第2項に規定する廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、納入通知書を省略することができる。</p> <p>2 廃棄物処理手数料の納付期限は、第33条第1項の期間の区分に従い、それぞれ次のとおりとする。ただし、その日が日曜日に当たるときはその翌日とし、土曜日に当たるときはその翌々日とする。</p> <p>(1) 第1期分 8月15日  (2) 第2期分 11月15日  (3) 第3期分 2月15日  (4) 第4期分 5月15日</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第33条第1項ただし書および第2項の規定による排出量に基づき決定した廃棄物処理手数料については、納入通知書を発行した日の翌日から起算して15日目を納付期限とする。ただし、その日が日曜日、土曜日または国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下これらの日を「休日等」という。）に当たるときは、その直後の休日等でない日とする。</p> <p>(粗大ごみの廃棄物処理手数料等の徴収)</p>	<p>額は、別表第1品目の欄の区分に応じて、それぞれ同表持込単価の欄に掲げる額とする。</p> <p>(廃棄物処理手数料の徴収方法)</p> <p>第36条 廃棄物処理手数料は、納入通知書により徴収する。ただし、第33条第2項に規定する廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、納入通知書を省略することができる。</p> <p>2 廃棄物処理手数料の納付期限は、第33条第1項の期間の区分に従い、それぞれ次のとおりとする。ただし、その日が日曜日に当たるときはその翌日とし、土曜日に当たるときはその翌々日とする。</p> <p>(1) 第1期分 8月15日  (2) 第2期分 11月15日  (3) 第3期分 2月15日  (4) 第4期分 5月15日</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第33条第1項ただし書および第2項の規定による排出量に基づき決定した廃棄物処理手数料については、納入通知書を発行した日の翌日から起算して15日目を納付期限とする。ただし、その日が日曜日、土曜日または国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下これらの日を「休日等」という。）に当たるときは、その直後の休日等でない日とする。</p> <p>(有料粗大ごみ処理券等による廃棄物処理手数料の徴収)</p>
<p>第37条 前条第1項本文の規定にかかわらず、<u>条例第52条第2項から第4項までの廃棄物処理手数料をあらかじめ徴収する場合</u>については、納入通知書を省略し、納入者に対し、口頭または掲示により、納入の通知を<u>し、収納</u>するものとする。</p> <p>2 <u>前項の規定により条例第52条第2項および第3項の廃棄物処理手数料を収納</u>したときは粗大ごみ処理手数料領収書（第7号様式）を、<u>同条第4項の廃棄物処理手数料を収納</u>したときは事業系一般廃棄物処理手数料領収書</p>	<p>第37条 前条第1項本文の規定にかかわらず、<u>条例第53条第1項の規定により有料粗大ごみ処理券を交付する場合および条例第54条第1項の規定により有料ごみ処理券を交付する場合の廃棄物処理手数料</u>については、納入通知書を省略し、納入者に対し、口頭または掲示により、納入の通知をするものとする。</p> <p>2 <u>有料粗大ごみ処理券を交付する場合</u>の廃棄物処理手数料を<u>徴収</u>したときは粗大ごみ処理手数料領収書（第7号様式）を、<u>有料ごみ処理券を交付する場合</u>の廃棄物処理手数料を<u>徴収</u>したときは事業系一般廃棄物処理手数料</p>

改正後	改正前
<p>(第8号様式)を、それぞれ納入者に対し、交付する。<u>ただし、廃棄物処理手数料の納付をしようとする者が、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の指定納付受託者に当該廃棄物処理手数料の納付を委託する場合にあっては、この限りでない。</u> <u>(規則で定める粗大ごみ廃棄物処理手数料の納付者)</u></p> <p><u>第37条の2 条例第53条第2項の規則で定めるものは、別に区長が定めるところにより、電子情報処理組織を使用し、条例第52条第2項および第3項の廃棄物処理手数料の納付を前項ただし書きの指定納付受託者に委託した者とする。</u></p> <p>(廃棄物処理手数料の徴収の委託)</p> <p>第38条 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2</u>の規定により有料粗大ごみ処理券または有料ごみ処理券を交付する場合の廃棄物処理手数料(以下この条において「処理手数料」という。)の徴収の事務の委託を受けた者(以下この条において「徴収受託者」という。)は、その徴収した処理手数料を、品川区会計事務規則(昭和39年品川区規則第5号)第43条第4項に規定する期日までに、納付書(第9号様式)により、指定金融機関または収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に払い込まなければならない。</p> <p>2 徴収受託者は、前項の規定により指定金融機関等に処理手数料を払い込む際は、計算書として、廃棄物処理手数料徴収取扱実績報告書兼取扱手数料請求書(第10号様式)を区長に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、徴収受託者に係る処理手数料の徴収の事務について必要な事項は、委託契約で定める。</p> <p>(廃棄物処理手数料の返還)</p> <p>第39条 条例第52条第7項ただし書の規定により既納の廃棄物処理手数料を返還する場合は、次のとおりとする。ただし、返還することができるようになったときから5年を経過した場合を除く。</p> <p>(1) 有料粗大ごみ処理券の交付を受けた占有者 <u>(条例第53条第2項に規</u></p>	<p>領収書(第8号様式)を、それぞれ納入者に対し、交付する。</p> <p>(廃棄物処理手数料の徴収の委託)</p> <p>第38条 <u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条</u>の規定により有料粗大ごみ処理券または有料ごみ処理券を交付する場合の廃棄物処理手数料(以下この条において「処理手数料」という。)の徴収の事務の委託を受けた者(以下この条において「徴収受託者」という。)は、その徴収した処理手数料を、品川区会計事務規則(昭和39年品川区規則第5号)第43条第4項に規定する期日までに、納付書(第9号様式)により、指定金融機関または収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に払い込まなければならない。</p> <p>2 徴収受託者は、前項の規定により指定金融機関等に処理手数料を払い込む際は、計算書として、廃棄物処理手数料徴収取扱実績報告書兼取扱手数料請求書(第10号様式)を区長に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、徴収受託者に係る処理手数料の徴収の事務について必要な事項は、委託契約で定める。</p> <p>(廃棄物処理手数料の返還)</p> <p>第39条 条例第52条第7項ただし書の規定により既納の廃棄物処理手数料を返還する場合は、次のとおりとする。ただし、返還することができるようになったときから5年を経過した場合を除く。</p> <p>(1) 有料粗大ごみ処理券の交付を受けた占有者が、再利用の目的で当該</p>

改正後	改正前												
<p><u>定する者を含む。</u>) が、再利用の目的で当該粗大ごみの排出を取り止めたとき。</p> <p>(2) 有料ごみ処理券を交付した後、一般廃棄物処理計画の改定または条例第44条に規定する事業系一般廃棄物の運搬等の命令により、将来に向け区長が廃棄物の収集および運搬を行わないこととなるとき。</p> <p>(3) 有料ごみ処理券を所有している事業者が区内において事業を廃止し、または区外に転出するとき。</p> <p>(4) 有料ごみ処理券が改定により使用できなくなったとき。</p> <p>(5) 前各号に類する特別の事由があると区長が認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により廃棄物処理手数料の返還を受けようとする者は、廃棄物処理手数料返還請求書(第11号様式)を区長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、廃棄物処理手数料の返還手続について必要な事項は、別に区長が定める。</p> <p>(有料粗大ごみ処理券の種別)</p>	<p>粗大ごみの排出を取り止めたとき。</p> <p>(2) 有料ごみ処理券を交付した後、一般廃棄物処理計画の改定または条例第44条に規定する事業系一般廃棄物の運搬等の命令により、将来に向け区長が廃棄物の収集および運搬を行わないこととなるとき。</p> <p>(3) 有料ごみ処理券を所有している事業者が区内において事業を廃止し、または区外に転出するとき。</p> <p>(4) 有料ごみ処理券が改定により使用できなくなったとき。</p> <p>(5) 前各号に類する特別の事由があると区長が認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により廃棄物処理手数料の返還を受けようとする者は、廃棄物処理手数料返還請求書(第11号様式)を区長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、廃棄物処理手数料の返還手続について必要な事項は、別に区長が定める。</p> <p>(有料粗大ごみ処理券の種別)</p>												
<p>第40条 条例第53条第1項の有料粗大ごみ処理券の種別は、次のとおりとする。</p>	<p>第40条 条例第53条第1項の有料粗大ごみ処理券の種別は、次のとおりとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>有料粗大ごみ処理券の種別</th> <th>廃棄物処理手数料の額に応じた枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有料粗大ごみ処理券A (第12号様式)</td> <td>200円につき1枚</td> </tr> <tr> <td>有料粗大ごみ処理券B (第13号様式)</td> <td>300円につき1枚</td> </tr> </tbody> </table>	有料粗大ごみ処理券の種別	廃棄物処理手数料の額に応じた枚数	有料粗大ごみ処理券A (第12号様式)	200円につき1枚	有料粗大ごみ処理券B (第13号様式)	300円につき1枚	<table border="1"> <thead> <tr> <th>有料粗大ごみ処理券の種別</th> <th>廃棄物処理手数料の額に応じた枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有料粗大ごみ処理券A (第12号様式)</td> <td>200円につき1枚</td> </tr> <tr> <td>有料粗大ごみ処理券B (第13号様式)</td> <td>300円につき1枚</td> </tr> </tbody> </table>	有料粗大ごみ処理券の種別	廃棄物処理手数料の額に応じた枚数	有料粗大ごみ処理券A (第12号様式)	200円につき1枚	有料粗大ごみ処理券B (第13号様式)	300円につき1枚
有料粗大ごみ処理券の種別	廃棄物処理手数料の額に応じた枚数												
有料粗大ごみ処理券A (第12号様式)	200円につき1枚												
有料粗大ごみ処理券B (第13号様式)	300円につき1枚												
有料粗大ごみ処理券の種別	廃棄物処理手数料の額に応じた枚数												
有料粗大ごみ処理券A (第12号様式)	200円につき1枚												
有料粗大ごみ処理券B (第13号様式)	300円につき1枚												
<p>(有料粗大ごみ処理券の交付方法)</p> <p>第41条 条例<u>第36条第1項</u>および第53条第1項の有料粗大ごみ処理券の交付は、別表第1の有料粗大ごみの品目1点ごとに、次の表の左欄に掲げる廃棄物処理手数料の額に応じて、同表の右欄に掲げる有料粗大ごみ処理券の種別および枚数により行うものとする。ただし、廃棄物処理手数料の額が</p>	<p>(有料粗大ごみ処理券の交付方法)</p> <p>第41条 条例<u>第36条</u>および第53条第1項の有料粗大ごみ処理券の交付は、別表第1の有料粗大ごみの品目1点ごとに、次の表の左欄に掲げる廃棄物処理手数料の額に応じて、同表の右欄に掲げる有料粗大ごみ処理券の種別および枚数により行うものとする。ただし、廃棄物処理手数料の額が600円以</p>												

改正後		改正前	
600円以上の場合であって区長が特別の理由があると認めるときは、有料粗大ごみ処理券Aもしくは有料粗大ごみ処理券Bのいずれか一方のみまたは同表の右欄に掲げる枚数以外の組み合わせにより交付することができる。		上の場合であって区長が特別の理由があると認めるときは、有料粗大ごみ処理券Aもしくは有料粗大ごみ処理券Bのいずれか一方のみまたは同表の右欄に掲げる枚数以外の組み合わせにより交付することができる。	
廃棄物処理手数料の額	有料粗大ごみ処理券の種別および枚数	廃棄物処理手数料の額	有料粗大ごみ処理券の種別および枚数
200円	有料粗大ごみ処理券A 1枚	200円	有料粗大ごみ処理券A 1枚
400円	有料粗大ごみ処理券A 2枚	400円	有料粗大ごみ処理券A 2枚
600円	有料粗大ごみ処理券B 2枚	600円	有料粗大ごみ処理券B 2枚
700円	有料粗大ごみ処理券A 2枚	700円	有料粗大ごみ処理券A 2枚
	有料粗大ごみ処理券B 1枚		有料粗大ごみ処理券B 1枚
900円	有料粗大ごみ処理券B 3枚	900円	有料粗大ごみ処理券B 3枚
1,100円	有料粗大ごみ処理券A 1枚	1,100円	有料粗大ごみ処理券A 1枚
	有料粗大ごみ処理券B 3枚		有料粗大ごみ処理券B 3枚
1,200円	有料粗大ごみ処理券B 4枚	1,200円	有料粗大ごみ処理券B 4枚
1,400円	有料粗大ごみ処理券A 1枚	1,400円	有料粗大ごみ処理券A 1枚
	有料粗大ごみ処理券B 4枚		有料粗大ごみ処理券B 4枚
1,700円	有料粗大ごみ処理券A 1枚	1,700円	有料粗大ごみ処理券A 1枚
	有料粗大ごみ処理券B 5枚		有料粗大ごみ処理券B 5枚
2,100円	有料粗大ごみ処理券B 7枚	2,100円	有料粗大ごみ処理券B 7枚
2,800円	有料粗大ごみ処理券A 2枚	2,800円	有料粗大ごみ処理券A 2枚
	有料粗大ごみ処理券B 8枚		有料粗大ごみ処理券B 8枚
<p><u>付 則</u> この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>			